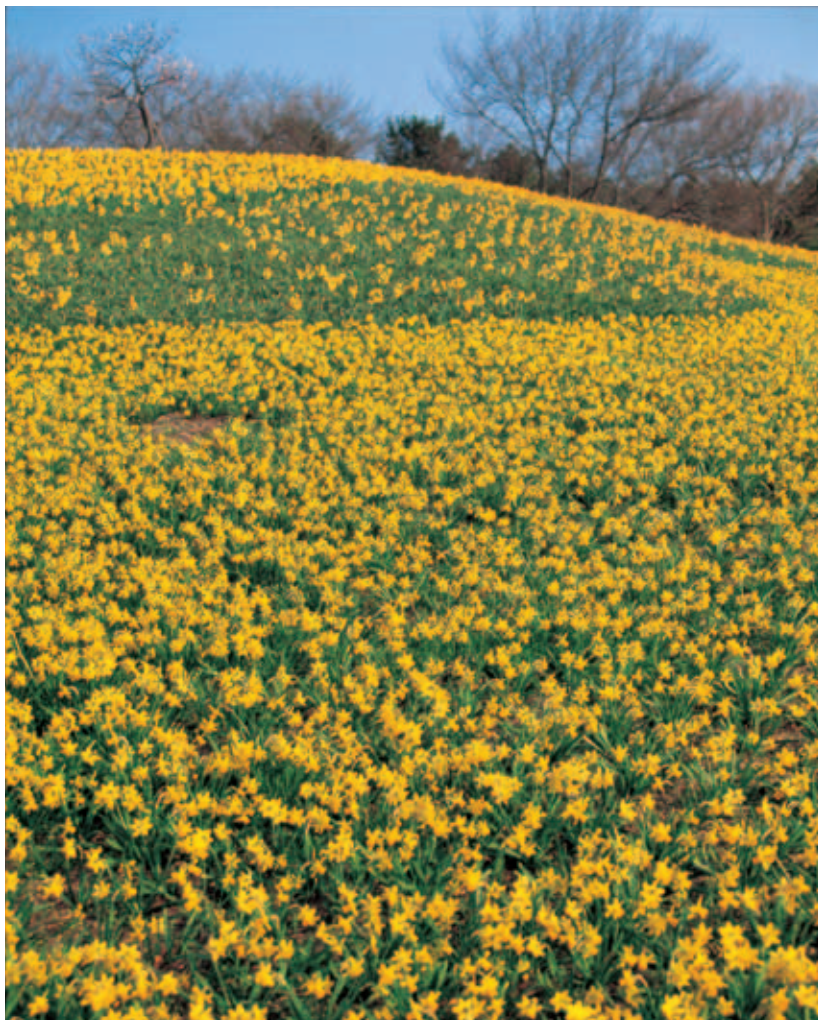




水仙

河合会計事務所



編集発行人
河合 孝彦

税理士
社会保険労務士
河合 孝彦
〒910-0019
福井市春山1丁目9番13号
TEL 0776 (22) 0897(代)
FAX 0776 (27) 6199
<http://kawai.zei-mu.com>

◆ 3月の税務と労務

3月

(弥生) MARCH

21日・春分の日

国 税／平成25年分所得税の確定申告

2月16日～3月17日

国 税／個人の青色申告の承認申請 3月17日

国 税／贈与税の申告 2月1日～3月17日

国 税／2月分源泉所得税の納付 3月10日

国 税／個人事業者の25年分消費税の確定申告

3月31日

国 税／1月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等)

3月31日

国 税／7月決算法人の中間申告

3月31日

国 税／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告

(年3回の場合)

3月31日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	.	.	.	.	.

地方税／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税

(事業所税)の申告

3月17日

ワン
ポイント

4月から郵便料金引上げに 消費税の4月からの引上げに伴い、郵便料金が引き上げられ、通常ハガキは50円から52円に、定形郵便物(封書)の25g以下は80円から82円になります。これに合わせて、2円や52円、82円等の切手が本年3月3日から新たに発行されます。80円の切手は在庫がなくなり次第販売終了となります。

税制改正(案)のポイント

平成二十六年 度税制改正では、脱デフレに向けた企業活性化を重視し、復興特別法人税廃止や企業の交際費課税の見直しなどが盛り込まれ、個人については負担増となるものや消費増税に関連するものが多くなっています。

以下、主な改正項目のポイントを整理してみます。

《改正項目タイムスケジュール》

主要項目の適用時期は、下表のようになります。なお、前年度以前の改正で適用時期が今年度以降となる項目も記載しています。

I 個人所得課税

1 給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限については、図表1のように漸次引き下げられます。

2 ゴルフ会員権の譲渡損失の損益通算廃止

譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用するこ

図表1 給与所得控除の見直し

	現行	平成28年分の所得税(注1)	平成29年分以後の所得税(注2)
上限額が適用される給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

(注1) 個人住民税については、平成29年度分について適用。

(注2) 個人住民税については、平成30年度分から適用。

とができない生活に通常必要でない資産の範囲に、ゴルフ会員権等が追加されます。

II 法人課税

1 復興特別法人税の一年前倒し廃止

復興特別法人税の課税期間が一年前倒しされ、平成二十六年三月末で廃止されます。

2 交際費課税

次の見直しを行った上、その

改正項目タイムスケジュール

平成26年	1月	●	上場株の配当・譲渡益の軽減税率の廃止（10%→20%）
		○	NISA（非課税口座内の少額上場株式等の配当・譲渡所得の非課税措置、100万円まで）の開始
		○	小規模宅地等の相続税の特例の拡充（適用要件の緩和関係）
	3月	○	復興特別法人税を廃止
	4月	●	消費税率の引上げ（5%→8%）
		○	住宅ローン減税の拡充（一般住宅は借入限度額を最大4千万円に拡大）
○		自動車取得税を1～2%引下げ	
平成27年	1月	●	ゴルフ会員権の譲渡損失の損益通算の廃止
		●	相続税の基礎控除を現行の6割に縮小
		●	相続税の最高税率を5%引上げ（55%に）
		●	所得税の最高税率を5%引上げ（45%に）
		△	事業承継税制の抜本的見直し
	○	小規模宅地等の相続税の特例の拡充（適用対象面積の見直し）	
	4月	●	軽自動車税（新車）の引上げ
10月	●	消費税率の引上げ（8%→10%）	
	○	自動車取得税の廃止	
平成28年	1月	●	年収1,200万円超の会社員の給与所得控除を230万円に縮小
平成29年	1月	●	年収1,000万円超の会社員の給与所得控除を220万円に縮小

○=減税、●=増税、△=どちらともいえない

- (1) 1 Ⅲ す。 3
- 消費課税
- 自動車税制
- 自動車取得税



- ② 中小法人に係る損金算入の特例について、前記①との選択適用の上、適用期限が二年延長されます。
- ① 適用期限が二年延長されます。① 交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用の額の五〇％を損金の額に算入できることとなります。
- (注) 飲食のために支出する費用には、専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用(いわゆる社内接待費)は含まれません。

- ② 平成二十六年四月一日以後取得する一定の基準を満たす普通車の取得税は五％から三％(軽自動車は三％から二％)に減税されます。
- (2) 軽自動車税 平成二十七年四月以降に購入する新車に対して、軽自動車税を年七、二〇〇円(自家用四輪)から年一万八〇〇円へ一・五倍に増税します。
- (3) 自動車重量税 平成二十六年四月一日以降、古い車からエコカーへの買い替えを促すため、登録から一三年超の重量税を増税する一方、エコカーについては二回目の車検の重量税が免除されます。
- 2 消費税の簡易課税制度 消費税の簡易課税制度のみなし仕入れ率について、次の見直しが行われます。
- ① 金融業及び保険業を第五種事業とし、そのみなし仕入れ率を五〇％(現行六〇％)とします。
- ② 不動産業を第六種事業とし、そのみなし仕入れ率を四〇％(現行五〇％)とします。

図表3 投資減税のポイント

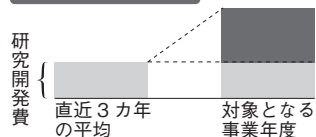
生産性向上の設備投資を促進

- ・生産性が年平均1%以上上がる最新設備を導入
- ・投資利益率15% (中小企業等) 以上の生産ラインを導入

機械設備の場合

平成28年 3月末まで	平成29年 3月末まで
即時償却、または5%の税額控除	50%の特別償却、または4%の税額控除

研究開発税制の拡充



図表2

現行の交際費課税の特例

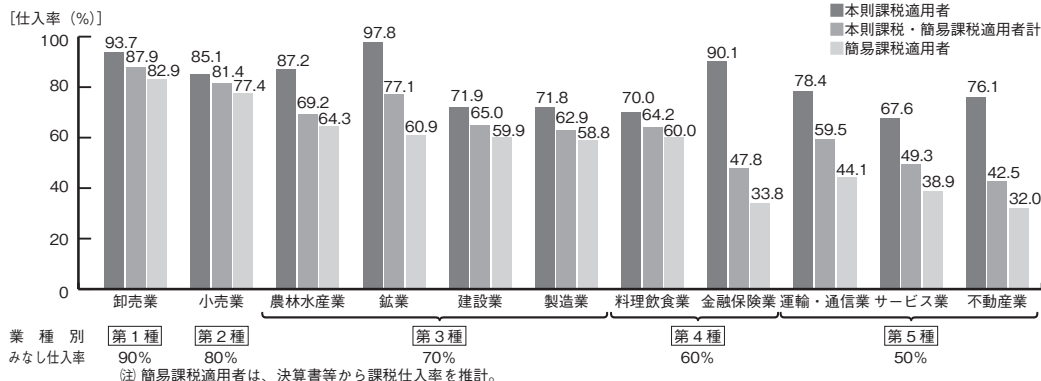
全企業

1人1回の飲食費
5000円まで非課税
(交際費等から除外)

中小企業

1社年間総額
800万円まで非課税
(損金算入の特例)

図表4 課税仕入率《個人・法人計》(平成20年度分実態調査・財務省資料)



所得税 賃貸用マンションの修繕積立金の必要経費算入時期

賃貸用マンションの区分所有者となった者が管理規約に従って管理組合に修繕積立金を支払うことがあります。この場合の修繕積立金は、不動産所得の計算上、実際に修繕等が行われ、その費用の額に充てられた部分の金額について、修繕等が完了した日の属する年分の必要経費に算入することが原則的な取扱いとされています。

なぜなら、修繕積立金は、マンションの共用部分について行う将来の大規模修繕等の費用の額に充てられるために長期間にわたって計画的に積み立てられるものであり、実際に修繕等が行われるまでは具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していないと考えられるためです。

しかし、修繕積立金は区分所有者となった時点で、管理組合へ義務的に納付しなければならないものです。また、管理規約に

おいて、納入した修繕積立金は、管理組合が解散しない限り区分所有者へ返還しないこととしているのが一般的です。

そこで、修繕積立金の支払がマンション標準管理規約に沿った適正な管理規約に従い、次の事実関係の下で行われている場合には、その修繕積立金について、その支払期日の属する年分の必要経費に算入しても差し支えないものと考えられます。

1. 区分所有者となった者は、管理組合に対して修繕積立金の支払義務を負うことになること
2. 管理組合は、支払を受けた修繕積立金について、区分所有者への返還義務を有しないこと
3. 修繕積立金は、将来の修繕等のためにのみ使用され、他へ流用されるものでないこと
4. 修繕積立金の額は、長期修繕計画に基づき各区分所有者の共有持分に応じて、合理的な方法により算出されていること

遺産分割が行われていない場合の各種特例の適用手続

相続税の申告期限までに遺産分割されていない場合、当初の申告時には、分割されていない財産について、小規模宅地等の課税価格の特例や配偶者の税額軽減の特例等の適用を受けることはできません。

しかし、相続税の申告書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付して提出し、申告期限後3年以内に分割した場合には、特例の適用が受けられます。この場合、分割した日の翌日から4か月以内に「更正の請求」を行います。

なお、訴訟などのやむを得ない事情により申告期限後3年以内に分割できない場合には、3年を経過する日の翌日から2か月を経過する日までに、「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」を提出し、所轄税務署長の承認を受けることにより、判決の確定の日等の日の翌日から4か月以内に分割したときに、特例の適用を受けることができます。

時間外勤務が深夜におよぶ場合のホテル代

従業員の時間外勤務が深夜に
および、通常使用している交通
機関を利用して帰宅することが
できない場合において、従業員
の健康、時間の効率化及び経費
節約等の観点から、本人の選択
によりタクシーの利用に代えて、
ホテルの深夜利用を認め、その
ホテル代を会社が負担した場合
のホテル代は給与等として課税
する必要はありません。

このホテル代は、給与所得者
の役務提供に対する対価という
性格が欠けるか希薄であり、会
社が負担すべき業務遂行上の費
用であると考えられるためです。
なお、退社時間やチェックイ
ン時刻など、時間外勤務が深夜
になったことによるホテルの利
用であることを明確にしておく
必要があります。